

一般社団法人 日本下水道施設管理業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本下水道施設管理業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、下水道施設の維持管理に関する事業を行い、技術の改善向上に関する調査研究等を行うとともに、下水道施設維持管理業の健全な発展を図ることにより、下水道施設の適正な維持管理を確保し、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することをもって公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 下水道施設維持管理の技術の改善向上に関する調査研究
- (2) 下水道施設維持管理に関する安全対策、衛生対策等の調査研究
- (3) 下水道施設維持管理業の経営に関する調査研究
- (4) 下水道施設維持管理に関する講習会、研修会及び見学会の実施
- (5) 機関誌の発行及び下水道施設維持管理に関する図書の刊行及び情報交換
- (6) 下水道施設維持管理に関し、関係官公庁の施策等に対する協力、要望及び意見具申
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、全国都道府県内及び諸外国内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 下水道施設維持管理業を営み、一定水準の技術と相当の経験及び健全な経営の実績を有し、この法人の目的に賛同して入会した法人

(2) 特別会員 下水道施設維持管理について学識経験を有する者で、この法人の目的に賛同して入会した個人

(3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、理事会において承認された個人

(4) 賛助会員 この法人の目的及び事業を賛助するために入会した法人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、特別会員（学識経験者を除く。）及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

2 前項によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品を返還しない。

第4章 社員総会

(構成及び種別)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併、解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決を有する正会員から、会長に対し、臨時社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併及び解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長のほか、その社員総会において出席した理事又は監事より選任された議事録署名人各1名が署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上22名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序によりその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第27条 この法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 5 前項に定めるもののほか、顧問に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(相談役)

第28条 この法人は、この法人に貢献のあった者の中から相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 3 相談役の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 相談役は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 5 前項に定めるもののほか、相談役に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配)

第35条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第39条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員長は、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第9章 支部

(支部)

第40条 この法人は、事業を広く普及するために、支部を置くことができる。

- 2 支部には、支部長及びその他の支部役員を置く。
- 3 支部長は、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 4 その他の支部役員は、支部長が委嘱する。
- 5 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第41条 この法人は、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(書類等の備置き)

第42条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類等を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び役員名簿
- (3) 第38条により報告又は承認された書類
- (4) 監査報告
- (5) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項各号の書類等の備置き及び閲覧等の期間については、法令の定めによる。

第 1 1 章 定款の変更

(定款の変更)

第 4 3 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 4 4 条 この法人は、社員総会の決議によって、他の一般法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止をすることができる。

(解散)

第 4 5 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 4 6 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 7 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 3 章 補則

(委任)

第 4 8 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は金 俊和、佐藤 敏郎、鋤柄 修とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年5月31日から施行する。